

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市条例第19号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市だいが学園においては、現在、障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業を行っているが、これに加え、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方の利用希望に対応するため、同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業を実施することとしました。

また、京都市いたはし学園は、知的障害者に対し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等を提供するための施設として本市が設置し、社会福祉法人京都身体障害者福祉センターを指定管理者として、その管理を行わせるいわゆる公設民営の方式を採用してきましたが、同法人が設置及び運営を行ういわゆる民設民営の方式に変更することにより、効率的かつ効果的な施設の運営を図るため、これを廃止することとしました。

この条例は、平成23年1月1日から施行することとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

別表2に掲げる施設においては、次の事業を行う。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業に係る業務

ア 別表1に掲げる施設 前条第1項各号に掲げる事業

イ 別表2に掲げる施設 前条第2項各号に掲げる事業

附則第2項中「施設（京都市桂授産園を除く。）」を「別表1に掲げる施設」に改める。

別表2京都市いたはし学園の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)